

# 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

## 指定訪問介護事業所運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第4条1号高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業、調布市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「調布市総合事業」という。）における訪問型サービス（以下「指定訪問介護等」という。）事業（の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者又は調布市が別に定める研修を修了した者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は調布市にあつては事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 指定訪問介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (実施手順)

第4条 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、要介護者等の心身状況等を把握し個々のサービスの目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をする。

2 事業の提供に当たっては、要介護者等の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用するなど効率性・柔軟性を考慮する。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

(2) 所在地 東京都調布市国領町三丁目8番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、全訪問介護員等に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 常勤1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導及び訪問介護計画、訪問型サービス計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上（サービス提供責任者を含む）

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(4) 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職種をおくことができる。

2 管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員は調布ゆうあい福祉公社指定居宅介護、重度訪問介護事業と兼任する。

（営業日及び営業時間等）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12/29から1/3を除く）とする。

(2) 営業時間 8時30分から17時15分とする。

但し、サービス提供時間は7時から24時（365日）とする。

(事業の内容及び利用料等)

第8条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合の額(ただし、経過措置、要介護者等負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)とする。

(1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助等

(2) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取等

(通常の事業の実施区域)

第9条 利用者は、調布市在住の要介護又は要支援認定者及び事業対象者とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、事業の実施中に、要介護者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定訪問介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、介護保険法第23条の規定によ

り市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者等の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを調布市に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に

従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 月1回

2 事業所は、すべての訪問介護員に対し、サービス提供前に文書等確実な方法により、要介護者等に関する情報等の伝達を行うとともに、事後に報告を受けることとする。

3 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

4 事業所は、訪問介護員等又は訪問介護員等であった者が、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 事業所は、適切な指定訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項については、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成24年3月23日理事会議決)

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。